手配旅行条件書

＊本旅行条件書は、旅行業法第12条の４に定める「取引条件説明書面」および 同法第12条の５に定める「契約書面」の一部となります。 また、「標準旅行業約款＜手配旅行契約の部＞」に準じて作成しています。

1.手配旅行

①この旅行は、（株）パシック（以下 「当社」 という。）が手配する旅行であり、この旅行に参加されるお客さまは当社と手配旅行契約を締結することになります。旅行契約の内容・条件は、契約書面に記載されている条件のほか本旅行条件書、及び当社旅行業約款手配旅行契約の部（以下 ｢当社約款｣ といいます）によります。

②手配旅行契約とは、当社がお客さまからの委託により、お客さまのために代理、媒介又は取次をすることなどによりお客さまが運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス （以下 「旅行サービス」 といいます。） の提供を受けることができるように、手配をすることを引き受ける契約をいいます。

2.旅行の申し込み

①20歳未満の方がご参加の場合は、保護者の同意書が必要です。

②未成年者のご旅行については利用予定の旅行サービスを提供する運送・宿泊機関および滞在国の入国条件等予めご確認ください。滞在都市の条例・ホテル規約、運送機関の規約などによりご利用を制限されるもしくは追加代金が発生する場合があります。

③現在健康を損なっていらっしゃる方、妊娠中の方、身体に障害をお持ちの方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨お申込時にお申し出下さい。旅行の安全かつ円滑な実施の為、同伴者の同行を条件とし、場合によってはお申込をお断りさせて頂くこともあります。

④当社は電話、郵便、ファクシミリ、インターネットおよびその他の通信手段によるお申し込みを受け付ける場合があります。この場合、契約はご予約の時点では成立しておらず、当社がご予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金のお支払いいただきます。

3.契約の成立と契約書面の交付

①当社にて、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、申込金を添えてお申し込みいただきます。申込金は旅行代金、取消料、または違約金のそれぞれの一部として取扱います。手配旅行契約は当社が契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立するものとします。

②当社は、手配旅行契約の成立後速やかに、お客さまに旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面 （以下 「契約書面」 といいます。） をお渡しします。ただし、当社が手配するすべての旅行サービスについて乗車券類、宿泊券その他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するときは、当該契約書面を交付しないことがあります。

③契約書面を交付した場合において、当社が手配旅行契約により手配する義務を負う旅行サービスの範囲は当該契約書面に記載するところによります。

4.旅行代金、空港諸税等のお支払い

①旅行代金とは、当社が旅行サービスを手配するために、運賃・宿泊料その他の運送・宿泊機関等に対して支払う費用及び当社所定の取扱料金（変更手続料金及び取消手続料金を除きます。）をいいます。

②航空券発券時に徴収となります空港諸税、燃油サーチャージ等(以下「空港諸税等」といいます。)は運賃本体には含まれておりません。なお、徴収額はご利用頂く航空券運賃の大人・子供・幼児種別に準じます。

③旅行代金は、当社所定の期日までに、その全額を当社が指定する方法にてお支払いいただきます。但し、航空会社若しくは宿泊施設の予約事情により急遽発券・支払依頼が入ることもあり、その場合には支払期日が早まる場合があります。

④旅行代金、空港諸税等及びお客様が負担することになる費用等のお支払いに要する費用は、お客様の負担とさせていただきます。

⑤宿泊施設の予約又は海外航空券の申込みに際し、手数料、税、その他の予約にかかる旅行代金の全額を申込時点において全額お支払いいただくことがあります。

6.旅行代金の変更

①旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動、空港諸税等の新設・徴収額の変更その他当社の関与しえない事由により当該旅行代金、空港諸税等に変動が生じた場合は、当社は旅行代金、空港諸税等を変更することがあります。この場合において旅行代金、空港諸税等の増加又は減少はお客様に帰属するものといたします。

②空港諸税等の新設・値上げを理由とした解除の場合は所定の取消料・取消手続料を申し受けます。

③お客様が事前に利用航空会社の承認を得ることなく片道のみ利用された場合（帰路便を放棄された場合）は、航空会社から片道普通航空運賃、または当該航空券の往復の公示運賃との差額を徴収される場合があります。その際は、お客様に差額をお支払いいただきます。

7.契約内容の変更

旅行契約成立後、お客様が旅行日程、旅行サービスの内容、その他の旅行契約の内容を変更される場合は、旅行契約を一旦解除した後、再度新規契約としてお申込みいただきます。この場合、契約の解除に関する取扱いは、8「旅行契約の解除」（1）の規定に準ずるものとします。

8.旅行契約の解除

①お客様による任意解除

お客様は下記費用をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約の全部または一部を解除することができます。ただし、契約の解除は、お申込みいただいた営業所の営業時間内にお申し出下さい。お申込みいただいた営業所の営業日、営業時間は、お客様ご自身でもご確認ください。

・お客様が既に提供を受けた旅行サービスの費用

・お客様がいまだ提供を受けていない旅行サービスに係わる取消料・違約 料として運送・宿泊機関等に対して既に支払い、これから支払う費用

・当社所定の取消手続料

※取消についての規定および取消料・取消手続料については、お申込みの旅行サービス（航空券の種類等）により異なります。

②お客様の責に帰すべき事由による解除

当社は、お客様が所定の期日までに旅行代金をお支払いされないときは、 旅行契約を解除することがあります。この場合、下記費用はお客様の負担 とさせていただきます。

・お客様が既に提供を受けた旅行サービスの費用

・お客様がいまだ提供を受けていない旅行サービスに係わる取消料・違約 料として運送・宿泊機関等に対して既に支払い、これから支払う費用

・当社所定の取消手続料

③当社の責に帰すべき事由による解除

当社の責任により旅行サービスの手配が不可能となったときは、お客様は旅行契約を解除することができます。 この場合当社は、旅行代金から、お客様が既にその提供を受けた旅行サービスの対価として運送・宿泊機関等に対して既に支払い、またはこれから支払う費用を差し引いてお客様に払い戻しいたします。

9. 当社の責任

①当社は、旅行契約の履行に当たって当社又は当社が手配の全部又は一部を代行させた者（以下「手配代行者」といいます。）の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償いたします。但し、損害発生の翌日から起算して二年以内に当社に対して通知があった場合に限ります。

②免責事項

お客様が、当社及び手配代行者に故意及び過失のない以下に例示するような事由によって損害を被られた場合、当社はその損害を賠償する責任を負いません。

a.天災地変、戦乱、暴動、航空機の遅延、ストライキ等により出発便が取り消された、又は旅行日程が変更された場合。

b.運送・宿泊機関の過剰予約受付（オーバーブッキング）により、予約を取り消された、又は搭乗並びに宿泊を拒否された場合。

c.お客様がご出発（帰路便）の72時間前までに予約の再確認（リコンファーム）及び出発時刻の確認を怠ったために、予約を取り消しされ、航空券が無効になった場合。

d.お客様が搭乗受付時間に遅れて搭乗手続ができなかった場合、もしくは搭乗手続後に予定便に搭乗できなかった場合。

e.旅券（パスポート）の残存有効期間の不足及び査証（ビザ）の不備の為、日本及び各国の出入国管理法により、搭乗、出入国が出来ない場合。

f.パスポート記載の名前と航空券記載の名前が違い搭乗を拒否された場合。

g.お客様のご都合又は乗り遅れにてご予約された予定便に搭乗されず、以降の予約が取り消され航空券が無効になった場合。

h.お客様が当社から電子メールにて配信した契約内容に関する重要なお知らせを開封しなかった場合、かつ取消手続料が発生した場合。

i.その他、当社及び手配代行者の管理外の事由により、お客様が損害を被られた場合。

10.お客様責任

①お客様の故意、または過失により当社が損害を受けた場合は、お客様から損害の賠償を申し受けます。

②お客様は、手配旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の手配旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

③お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識し たときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

④お客様が事前に利用航空会社の承認を得ることなく片道のみ利用された場 合（帰路便を放棄された場合）は、航空会社から片道普通航空運賃、また は当該航空券の往復の公示運賃との差額を徴収される場合があります。その際は、お客様に差額をお支払いいただきます。

11.団体・グループ契約

同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者（以下、「構成者」といいます。）がその責任ある代表者を定めて申し込んだ旅行契約については、本項の規定を適用いたします。

①当社は、お客様が定めた代表者（以下「契約責任者」といいます。）が構成者の旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなして、旅行契約の締結・旅行業務に関する交渉などを当該契約責任者との間で行います。

②当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

③契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

④当社は、契約責任者から構成者変更のお申し出があった場合、可能な限りこれに応じますが、変更によって生じる旅行代金の増加および変更に要する費用は、お客様の負担とさせていただきます

12. その他

①当社では、お客様のご都合による取消しの場合、および返金が生じた場合、 返金に伴う取扱手数料は、お客様のご負担とさせていただきます。また金融機関のお客様の口座への振込みとさせていただきます。 ②航空会社のマイレージについて 航空会社のマイレージサービスについては、お客様と航空会社との会員プログラムにつき、サービスに関してのお問い合わせ、登録等はお客様ご自身で航空会社と行っていただきます。また、マイレージに関しての責任は当社では負いかねます。

③航空会社での無料受託手荷物について航空会社の受託手荷物については、無料で預かれる手荷物の量に制限があります。制限を超えると、超過手荷物料金が必要です。方面および航空会社ごとに異なりますので航空会社等にご確認ください。

④お申込みのお名前について お申込みのお名前はパスポートのスペル通りにお願いいたします。ご搭乗者氏名のスペルの訂正、大人・

子供の種別、性別の修正、旅行者の交替は 変更ではなく取消扱いとなり、取消料・取消手続料の対象となりますのでご注意ください。

⑤搭乗手続きについて 航空機への搭乗手続きは余裕を持って行ってください。また、予告なしに出発時刻が変更される場合がありますので、ご利用航空会社へ出発・搭乗 手続き時刻等をご確認ください。

⑥ご予約のお部屋に関して

・シングル利用のお部屋の場合でも、ベッドが2台あるお部屋となる場合がございます。

・ツインルームにはベッドが２台ある部屋と、キングサイズかクィーンサイズの大型ベッドが１台のみの部屋があり、ご希望を伺うことができますが、ホテルやご宿泊の時期によっては希望にそえないこともありますのでご了承下さい。

・トリプルルームの場合、ホテルへはエキストラベッドの希望を連絡しますが、当日のホテルの状況及び所有台数によりますので、必ずしもベッド数が3台になるとは限りませんので予めご了承下さい。

・4～6人部屋：そのお部屋をご利用いただくことができる最大入室可能人数となります。必ずしもベッド数とは一致しませんので、ベッドをご利用いただけない場合もあります。ご了承ください。

・エキストラベッドにはソファベッド又は折りたたみ式の簡易ベッドが使用されますのでお部屋が手狭になります。快適にお過ごしいただくために、部屋の追加予約をお薦めいたします。

・ホテルによりソファベッドがソファーのままの状態、簡易ベッドの搬入が遅くなる（通常は夕方の搬入）場合がございますので、ご不審の点はフロントにご確認下さい。

・ホテルによっては追加ベッド料金が別途必要な場合がございます。お客様ご自身で直接、現地にてホテルにお支払いいただく場合もございます。

・現地において追加の同宿者が発生した場合は、ホテル規定の追加料金をお支払いいただく事があります。

※お部屋やエキストラベッドに関するご要望に関しましてはホテルに対しお客様のご希望をリクエストさせて頂きますが、ホテルやご宿泊の時期によってはご希望に添えない場合もございます。予めご了承下さい。

◆パッケージツアー：各種旅行会社のパンフレットに記載のある旅行条件書によります。

**[旅行企画・実施]**

宮崎県知事登録旅行業第２－１７２号　(一社)全国旅行業協会正会員

**株式会社パシック　asbelltour**グローカルプロデュース事業部　大瀬営業所

〒882-0841　宮崎県延岡市大瀬町2丁目4-2グリーンパーク1F　TEL＆FAX：0982-27-5986

営業案内：月～金　9：00～17：00　（土日祝日休み）

総合旅行業務取扱管理者　：　脇　坂　千　恵

［総合旅行業務取扱管理者とは］

お客様の旅行を取り扱う営業所での取引の責任者です。

この旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がありましたら、

ご遠慮なく上記の旅行業務取扱管理者へご質問下さい。